

中津市議会議員 大塚 正俊

はじめに、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々には謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早いご快復を心よりお祈り申し上げます。



1. 新型コロナウイルス対策について

週刊朝日（2020年6月5日号）で『コロナ「大倒産・失業時代」が来る』というショッキングな記事が掲載されました。

コロナの感染拡大は経済や産業に大きな打撃を与えています。

東京商工リサーチの集計では、新型コロナ関連で倒産を含めて経営破たんし追い込まれた企業は2月こそ2件でしたが3月23件、4月84件と月を追うごとに増えています。5月は22日時点で63件にのぼり、5月22日時点で172件（うち倒産は113件）に達しています。宿泊・ホテル関連のほか、飲食業やアパレル関連など、インバウンド需要や個人消費に支えられていた業種が目立ち、音楽教室の運営会社や配食サービス、学校給食向けの食材販売会社などもあります。

政府は5月25日特定警戒の8都道府県の緊急事態宣言を解除し、47都道府県すべてで「自粛モード」が解かれましたが、経済への影響はこれからが深刻になりそうです。東京商工リサーチ情報原田部長は、今後倒産ペースが上がると予想しています。「中小企業には内部留保が少ないところが多く、経営環境の変化への対応が難しい会社もあります。業種も、消費や観光関連から、自動車産業の3次、4次下請けなどに広がっていく可能性がある」と。

また、エコノミストで経済評論家の斎藤さんも、「時間が経つほど資金繰りに行き詰まる会社は増え、緊急事態宣言後、2～3カ月経った夏ごろに破たんが本格化する可能性がある」と懸念しています。

事業主は、休業していても、人件費や家賃、光熱費などの固定費を払い続ける必要があり、先行き不安の中で融資を受けるか、廃業しようかどうか悩んでいるとの声を聞きます。一方、緊急事態宣言が解除され営業を再開しましたが、お客様は増えず、国が唱える「新しい生活スタイル」のもとでコロナショック以前に立ち戻ることができるのかとの不安を抱いている飲食業者の方もおられます。

今、中小事業者等の皆様方は、営業再開後の毎日の運転資金の確保に困っており、現金が手元に入る緊急的な支援策を求めています。

（1）中小事業者等への支援の拡充

そこで、中津市内における倒産を含めて経営破たんし追い込まれた中小事業者等の実態について伺います。

【答弁】新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の売上が減少していますが、経営破たんに関与した中小事業者の情報はありません。

②中小事業者にとっては、毎日の運転資金の確保に困っています。6月議会に上程された第2次補正予算については、6月17日に議決され、執行されていますが、事業者の方にとっては待ったなしの状況の中で、記者会見した5月27日以降、5月中に予備費5億円からの充用、若しくは専決処分をなぜしなかったのか伺います。

【答弁】予算につきましては、議会に議案として提出し、議員の皆様のご審議を経た上で執行することが基本であります。その上で、例外として、「緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がない」場合などに専決処分ができると規定されており（自治法179条）、また、「予算外の支出又は予算超過の支出に充てる」ために予備費を計上することが規定されています（自治法217条）。

こうした例外規定は、市の裁量権が増すことを意味しますので、一定の規律を持って慎重に執行するよう心がけているところであり、4月の臨時議会の際にもご答弁申し上げましたが、「国や県の施策への迅速な対応が必要な場合や、事態の長期化等により予定していた事業費が増加する場合」等において、こうした例外手続きを検討することとしております。

一方、今回補正予算案として提出しました中小企業支援施策につきましては、市独自で行う新規事業であり、こうした独自事業につきましては、4月議会の際にも、全員協議会、意見交換会、議案質疑などの場において、議員の皆様より詳細な説明を事前に行うよう求められてきたところであります。また記者発表は、5月27日（水）で、6月定例市議会の議案発送が6月1日（月）ということでもあり、議案として提出させていただきました。

ただ、そうした条件の下でも、予算執行を早くできるようにするために、一般質問と議案質疑の日程の入れ替えを議会にお願いし、当初の7月3日採決を6月17日採決に前倒ししていただいたところであります。

③4月補正の予備費5億円は、今後どのように執行する予定なのか伺います。

【答弁】4月の臨時議会の際にもご答弁申し上げましたが、予備費ですので、どの事業に活用するのかは未定です。

今後、国や県が実施する施策に迅速に対応することや、事態の長期化等により予定していた事業費が増加する場合などにおいて、緊急性を要すると判断した場合は、予備費の活用も考えております。

④次に、中小企業等賃料補助金について、6月20日現在における申請者数と家賃の状況について伺います。

【答弁】中小企業等賃料補助金について、令和2年6月20日現在で、申請者数は

164 件です。

また、補助対象となる一月あたりの家賃額の内訳ですが、62,500 円以下が 68 件(41.5%)、62,500 円以上～7 万円未満が 17 件(10.4%)、7 万円以上～9 万円未満が 33 件(20.1%)、9 万円以上～11 万円未満が 12 件(7.3%)、11 万円以上～13 万円未満が 9 件(5.5%)、13 万円以上～15 万円未満が 3 件(1.8%)、15 万円以上～17 万円未満が 8 件(4.9%)、17 万円以上～19 万円未満が 2 件(1.2%)、19 万円以上～21 万円未満が 2 件(1.2%)、21 万円以上～23 万円未満が 1 件(0.6%)、23 万円以上～25 万円未満が 0 件(0%)、25 万円以上～27 万円未満が 2 件(1.2%)、27 万円以上～29 万円未満が 1 件(0.6%)、29 万円以上が 6 件(3.7%)となっています。

⑤補助率 80%、補助金の上限 5 万円、家賃 3 か月分(4.5.6 月分)について、制度設計の段階で想定した家賃との差異は、

【答弁】本補助事業の対象となる店舗や事務所の家賃は、面積や立地条件、用途により、当初より家賃額は様々であると想定しました。

したがって、家賃の 8 割補助、各月上限 5 万円としております。

⑥家賃額は様々であるので、上限額を高く設定する必要があったのです。補助金の上限が低すぎる為、補助率の 80%を確保できていないため、窮地に追い込まれている事業者を支援するため、補助上限を引き上げるべきと考えるが如何か。

【答弁】中小企業者等への支援として、本補助事業だけではなく、国や県においても支援策が打ち出されております。また中津市においても、本議会に提案いたしましたプレミアム付き商品券の発行や中小企業者等事業継続支援金、飲食店等感染防止対策補助金など、事業活動の継続につながる各種支援策を確実に実施していきたいと考えています。

⑦国の第 2 次補正予算で、ひと月で 50%以上減少した事業者や 3 ヶ月で 30%以上減少した事業者に対して、中小企業は月に 50 万円、個人事業主は 25 万円を上限に賃料の 2/3 を半年間給付する「家賃支援給付金」を創設しています。また複数の店舗を借りている事業者には上限を中小企業は 100 万円、個人事業主 50 万円に引き上げるとしています。

国の給付金の中では、複数店舗を借りている事業者に対する上限の引き上げ措置があるが、市の補助金においても上限の特例措置を設けるべきと考えるが如何か。

【答弁】現在、国や県においても新たな支援策や支援内容の拡充が検討されており、市においても必要と判断した場合は、速やかに対応してまいります。

なお、一事業者が複数店舗において事業を営んでいる場合については、上限額を引き上げる方向で検討しています。

⑧国の持続化給付金や家賃支援給付金の支給対象となっている社会福祉法人、NPO法人等は、市の中小企業等賃料補助金、中小企業者等事業継続支援金の支給対象から除外されています。その理由は。

【答弁】市の中小企業等賃料補助金、中小企業者等事業継続支援金の交付対象者は中小企業基本法に定める中小企業者、小規模事業者、個人事業者としています。

⑧´賃料補助や事業継続支援金には社会福祉法人やNPO法人はなぜ除外されているのか

【答弁】先ほども答弁しましたが、両事業とも中小企業基本法で定められた中小企業者としています。

中小企業基本法は、中小企業に関する施策について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めおり、この法律に基づき、中小企業に関する施策を総合的に推進します。中小企業基本法上の中小企業者に該当しません。

⑨市の方が補助対象の範囲が狭いので、是正すべきと考えるが如何か。

【答弁】現在、国においても家賃支援給付金の創設が予定されており、その補助対象や支給要件等を注視していきたいと考えています。

⑩中小企業等賃料補助金の対象家賃を4.5.6月分の家賃としているが、景気後退局面が継続する状況の中で、年末までの6か月分を追加すべきと考えるが如何か。

【答弁】現在、国や県においても新たな支援策や支援内容の拡充が検討されており、市においても必要と判断した場合は、速やかに対応してまいります。なお、市の賃料補助金についても、延長する方向で検討しています。

国が新たな家賃補助を実施するため、現行制度を延長すると国と市の補助金合計が家賃額を超えるケースが出てきます。制度設計の時点で十分な検討が必要です。

⑪市の中小企業者等事業継続支援金について、市の家賃補助とのバランス等で一律10万円としているが、少なすぎると考えるので、引き上げをすべき。

【答弁】中小企業者等事業継続支援金の金額については、中津市の賃料補助金とのバランスや、他市町村の状況も参考にし、総合的に判断して設定したところです。

中津市としては、現在、取り組みを進めている賃料補助金、利子補給補助金に加え、本議会に提案いたしましたプレミアム付き商品券の発行や中小企業者等事業継続支援金、飲食店等感染防止対策補助金など、事業活動の継続につながる各種支援策を確実に実施していきたいと考えています。

⑫複数店舗経営者には上乗せ措置が必要と考えるが如何か。

【答弁】先ほどもお答えしたように、支援金については、総合的に判断して設定しましたところであり、市としては、事業活動の継続につながる各種支援策を確実に実施していきたいと考えています。

⑬店舗の家賃が 41,250 円未満の場合、市の中小企業等賃料補助金が 10 万円を下回ることであります。事業者の事業活動を支援するため、家賃が 41,250 円未満の事業主にはこの継続支援金を支給できるようにすべきと考えるが如何か。

【答弁】議案質疑でもお答えしたように、この事業は、自己所有物件で事業を行っている事業者への支援であり、賃貸物件で事業を行っている事業者は対象となりません。

⑭大分県中小企業小規模事業者応援金（法人 30 万円、個人事業者 15 万円）は、融資を受けていない事業者は補助対象外となっています。これらの融資に対しては、利子補給等の公的支援が既に行われています。補償協会の審査が通らなかった、先行き不安で融資を受けていない事業に対し、市の中小企業者等事業継続支援金として、県の補助金対象外の融資を受けていない事業者に対して、法人 30 万円（個人 15 万円）を加算すべきと考えるが如何か。

【答弁】議案質疑でもお答えしたように、県の応援金は、新型コロナウイルスの影響を受ける中、融資を活用しながら、事業継続や雇用維持、新しい生活様式への対応等に取り組む事業者に対し、用途を限定しない応援金を給付するものです。

市の本補助金とは主旨も異なりますので、上乗せは考えていません。

（２）給付、貸付申請等にかかる手続きの支援

現在、中小事業者等に対して国・県・市が独自の支援策を構築し、それぞれが個別に申請手続きを行っています。

事業主の方から、どの制度が利用できるのか。各申請手続きのやり方が分からない。年配の方からパソコンを使えないのでオンライン申請ができない等の声を聞いています。

そこで、国、県、市の支援策の相談や申請が 1 か所で同時にできるよう、別府市の取り組みを参考にワンストップサービスの総合窓口を設置してはどうか。

【答弁】現在、国や県、市においてさまざまな支援を行っています。市としても、5 月の市報なかつ特別号にて、市民の皆様を対象とした新型コロナウイルス感染症についての支援内容を、お知らせをしたところです。

現時点では、多くの人が密集することを避けるためにも、総合窓口を設置する予定はありませんが、市の事業者支援については臨時窓口を設けており、今後とも、県や各種商工団体

等の関係機関と連携し、感染拡大防止と社会経済活動の復活に向けて、引き続き取り組んでまいります。

②同時に、申請手続きをサポートする支援ができないか伺います。

【答弁】国の助成金や給付金については、手続きが難しいという声が市にも寄せられています。その都度、職員が国等のホームページの情報などを参考としながら、随時説明などを行っておりますが、限界があることも事実です。

このため、市でも、社会保険労務士へ、雇用調整助成金の手続きのサポートについて働きかけを行いましたが、それぞれ顧客も抱えており対応が難しい状況であり、ひきつづき検討をお願いしている状況です。

なお、大分県では大分県社会保険労務士会へ委託し、「大分県雇用維持支援センター」を開設して、雇用調整助成金についての相談支援を行っています。

また、国の持続化給付金については、国の委託事業として、5月28日から中津商工会議所3階に申請サポート会場が設けられ、手続きへの支援が行われています。

市では、引き続き様々な団体と連携しながら、国や県が行うサポートに関する情報などの周知に努めてまいります。

（3）プレミアム付き先払い応援チケットの取り組み

市では、6月補正予算で20%のプレミアム付き商品券の発行にかかる予算を計上しました。現在準備を進めていますが、実際に商品券を購入して使用するのが7月中旬からと聞いています。

今、飲食業や商店主からその日の運転資金の確保に苦慮しているという声を聞きます。そこで、深刻な影響を受けている市内飲食店を応援するため、プレミアム付き先払い応援チケットの販売を検討すべきと考えますが如何ですか。

【答弁】12億円分の「中津市プレミアム商品券」を発行することにより、市内事業者、特に市内に本店を置く中小企業・小規模事業者、飲食店などに消費還元され、「プレミアム付き先払い応援チケット」を発行する場合と同様、消費の落ち込んだ地元経済の活性化が図られるものと考えています。

②プレミアム商品券は消費喚起には繋がるが事業者の手元にお金が入るのにタイムラグが生じます。事前にお金が入る先払いチケットの方が事業継続支援に対する効果は即効性があると考えますが如何か。

【答弁】事業継続への支援は迅速に実行することが大事ですが、停滞した経済活動を多くの市民、関係者が一丸となって、感染防止対策を行いながら、確実に進めていくことが重要だと考えています。

また、地域経済への即効性という面では、すでに中津市職員互助会が「なかつ支え合い商品券」を発行し、中津市議会、中津商工会議所、教職員等の協力もいただきながら、一緒に地域経済を支える取り組みを進めているところです。

なお、今回のプレミアム商品券については、7月15日から令和3年2月28日まで使用できるため、持続性のある支援と考えています。

③プレミアム商品券の換金は、毎月15日と月末に締め、15日に締めたものは当月25日払い、月末に締めたものは翌月10日払いとなっています。その日の運転資金の確保に苦慮しているという声を踏まえて、土日を除く毎日換金ができるようにすべきと考えますが如何か。

【答弁】換金事務については、換金手続きを行った全店舗分を集約し、振込み手続きを行います。さらに口座振込みのエラー対応等を考慮すると、毎日の換金は、事務手続き上困難です。

毎日換金を実施することは難しいことは理解できますが、プレミアムなし商品券は週に2回換金ができるのに、商工会議所のプレミアム商品券は月に2回となっています。速やかに換金できるように商工会議所と再度協議を要請します。

2. ごみの有料化問題について

毎年、6月は環境月間となっています。今年の環境月間ポスターの標語は、「安心してすごせる海を未来に残したい」となっています。

毎朝、蠣瀬川の土手を散歩する中で、潮の満ち引きで不法投棄されたごみが回遊する姿を見えています。大潮の満潮と雨が重なると河口に生えた葦に引っかかったごみが、海に流され、翌日はきれいな蠣瀬川となっています。今年に入ってから市民の方からの苦情で、この回遊ごみの回収、不法投棄の撲滅の願いをしましたが、改善されていません。

(1) 蠣瀬、自見川を回遊する不法投棄ごみへの対応

そこで、蠣瀬、自見川を回遊する不法投棄ごみへの対応について伺います。

【答弁】蠣瀬川、自見川の管理責任者は大分県中津土木事務所ですが、市としましても、イベント時などにペットボトル等のポイ捨てを禁止するチラシの配布や、不法投棄防止の啓発を行っています。また、市内全域の不法投棄監視パトロールを行い、防止活動に努めています。

蠣瀬川の下流域や海岸部では、複数の自治会や「NPO法人水辺に遊ぶ会」、「北部小学校PTA」の皆さんが清掃活動を行っていただいています。今後も、河川を管理する大分県土木事務所との関係をさらに密にし、市民団体等との連携も十分に図りながら不法投棄防止に取り組んでまいります。

②ごみ袋の有料化で、問題となるのが不法投棄の増加です。清掃活動に参加している方は、不法投棄はしません。参加しない方への不法投棄防止の啓発をどのようにしていくのが課題です。市民の環境意識の高揚がなければ不法投棄は減少しません。そして、ごみの分別による減量化にも繋がらないと考えます。そこで、市民に対する資源循環型の暮らしを推進する環境教育の推進について伺います。

【答弁】ごみの減量・資源化を推進させ、不法投棄を防止するには、市民の皆さんのご理解とご協力が不可欠です。市ではこれまでも、清掃課によるリサイクルミニ集会や小学校4年生を対象にしたクリーンプラザの見学、ごみ集積所での啓発活動やフリーマーケットの開催などを通じた3Rの推進、「NPO法人 水辺に遊ぶ会」、「アースデイ中津」などとの協働により、環境教育に取り組んできました。

また、平成31年3月に策定した「中津市環境基本計画」においても、「大人と子どもを対象とした環境学習の推進を図り、環境意識の高い中津を実現する」としています。今後も環境問題に関する理解を深めるために、学校や地域での環境学習会等を開催するとともに、環境保全活動の推進や資源循環型社会の構築に向けて、引き続き地域やNPOなどの市民団体と連携して環境教育・環境学習に取り組んでまいります。

（２）大分県はごみの有料化先進県

3月議会の草野議員の一般質問で、市長は「「環境共生都市なかつ」を推進する中で、ごみ袋の有料化もその一環として、市民の皆様に丁寧に説明して取り組んでまいりたいと思っています。ごみの分別につきましても、その中で一緒に考えてまいりたいと思います。」と答弁され、翌日の大分合同新聞では「環境共生都市実現の一環として有料化を進めていきたい」と報じられ、市民の方から、「いつからごみの有料化になるのか」との問い合わせを受けました。まずは、その市民の質問に答えていただきたいと思います。

【答弁】中津市が目指す「環境共生都市なかつ」の実現を図り、循環型社会の形成を促進する観点から、ごみ減量・資源化の更なる推進は重要かつ喫緊の課題であります。そのため、今年度第1回目となる「中津市廃棄物減量等推進審議会」を6月29日に開催し、新たな資源ごみの分別区分やごみ袋の有料化制度の導入など、ごみ減量・資源化をさらに推進する新たな施策について、一体的に検討を進めることとしております。

審議会では、市民や事業者の皆さまの視点、専門的な見地などから幅広く意見をいただき、その中で新たな施策をごみ減量の基本方針として取りまとめ、市民の皆さまにも説明してまいります。

ごみ袋の有料化についても、ごみ減量・資源化施策の一環として、審議会での審議などを経て、方針を決定することとなります。また、その実施時期については、社会経済情勢等を十分に考慮しながら決定していきたいと考えています。

②また、生活保健部長は、「ごみ袋が有料になることで、燃やすごみの中にまざって排出さ

れている資源ごみの分別意識が高まります。(中略)さらに、ごみ処理量が削減されるため、ごみ処理費用も削減されますので、家庭ごみ有料化に向けて早く取り組んでまいりたいと思っています。」と答弁されました。ごみ袋の有料化で、ごみ処理量とごみ処理費用がどの程度削減されるのか伺います。

【答弁】まず、ごみ袋有料化によるごみ処理量の削減効果についてです。

環境省の有料化実施自治体への調査によると、ごみ袋有料化に伴うごみ処理量の削減効果については、その手数料の設定により差異が生じています。総じて見ると、ごみ袋の手数料水準が高くなるほど、ごみの減量効果も高くなる傾向となっています。

全国で、直近5年間に有料化を実施した市は21市あります。その状況を見ると、ごみ袋1リットルあたりの平均手数料は、約1.2円で設定されています。環境省の調査では、手数料水準が1円の場合、有料化実施後3年目の家庭の燃やすごみ排出量の抑制効果は約20%となっており、これを本市に当てはめると、家庭から排出される燃やすごみの総量15,424トンの20%、約3,085トンのごみ量の削減が見込まれることとなります。

次に、ごみ処理経費の削減効果です。

本市の平成30年度のごみ処理経費は、収集運搬費やクリーンプラザの維持管理経費、ごみ処理に要する経費、人件費等で総額約9億3千万円となっています。この内、燃やすごみの減量により、削減が見込める経費として、電気料、消石灰の購入費、焼却飛灰の処理に要する経費は、1トンあたり5,504円と算出されます。

したがって、有料化によってごみ処理量が約3,085トン削減されることで、ごみ処理経費は約1,698万円削減されることとなります。

なお、こうしたごみ処理量の削減は、維持補修費の低減や最終処分場の延命化などにも寄与するものであります。

③大分県下の可燃ごみの指定袋による有料化は、中津市を除く17市町村で実施されていますが、平成29年度全国廃棄物処理実態調査では、生活系ごみの有料化は1,741市町村中1,397市町村で80.2%(この中には中津市も含まれています。)、粗大ごみを除く生活系ごみの有料化は1,741市町村中1,124市町村で64.6%となっています。東京23区内も有料化になっていません。今やるべきことは、燃やすごみに入っている資源ごみをいかに分別するかが先決と考えますが如何ですか。

【答弁】平成30年度における燃やすごみのごみ袋有料化は、大分県内では、本市以外の13市が実施しており、92.9%の実施率。これを九州管内に広げて見ると119市中96市で実施しており、実施率は約80.7%となります。全国の都道府県毎に市(区)の実施率を見ると、最少は7.1%、最大は100%(つまり全市が実施)と大きく差があり、ごみ袋有料化の背景には、それぞれの地域で、様々にごみ処理に係る事情が異なっていることが伺えます。

そこで、本市のごみ処理の実態を見ると、平成30年度の家庭ごみの一人一日あたりの排

出量は692gであります。これは、全国平均の638g、大分県平均の627gと比べて約1.1倍となっていて、本市では、ごみ減量・資源化をさらに推進する上で、適正分別の徹底は大変重要かつ喫緊の課題であると認識しています。

適正分別については、これまでも市報やごみカレンダー等による周知や、この2年間で延べ250回にのぼるリサイクルミニ集会などを通じて啓発に努めてきましたが、現状では、燃やすごみの中に混じっている紙類や布類、ペットボトルなどの資源物が約16%、年間のごみ処理量に換算して約2,453トンも含まれているのが実情です。

今後、適正分別をさらに徹底するには、これまでの取り組みに加え、新たな資源ごみの分別区分やごみ袋の有料化などの施策も合わせて、一体的な取り組みが必要と考えています。

(3) 燃やすごみの組成

中津市における、燃やすごみに含まれるごみの種類ごとの比率とその中に含まれるリサイクルできるごみの種類ごとの比率について伺います。

【答弁】燃やすごみの組成分析は、今後のごみ減量・資源化の推進に向けた施策を検討するために非常に重要です。そのため、最新のデータ収集を行うために、令和2年6月に改めて分析を行いました。

燃やすごみの組成割合は、多い順に「生ごみなどの厨芥類（ちゅうかいりい）」39.6%、続いて「紙・布類」27.2%、「ビニール・合成樹脂」26.7%などとなっています。このうち、リサイクルできるごみの種類の比率は、「紙・布類」13.8%、「ビニール・合成樹脂」2.1%となっています。

(4) 生ごみの減量化に向けて

燃やすごみの組成分析からリサイクルできるごみは約16%という答弁がありました。全国調査の有料化で20%もごみ量を減らすのは困難で、せいぜい10%程度が限界と考えます。まずは、燃やすごみの約40%を占める生ごみなどの厨芥類をいかに資源化するかがごみ減量のまず第1歩だと考えます。そこで、現在取り組んでいる生ごみの資源化の取り組みと新たな生ごみの収集・処分について伺います。

【答弁】燃やすごみのうち約40%を占める、生ごみの減量化は喫緊の課題です。そのため、生ごみの堆肥化については、これまでも、生ごみコンポスト化容器の購入助成や段ボールコンポスト資材の無料配布を行い、平成29年度からは、土（つち）の力で生ごみを分解する「生ごみキエーロ」のモニター制度を実施して、その効果等を検証しています。現段階では生ごみの分別収集は計画していませんが、「生ごみキエーロ」のさらなる普及促進により生ごみの減量に取り組めます。

②市では、電動生ごみ処理機の購入補助を実施していましたが、現在補助制度がありません。補助を中止した理由と新たな補助制度の創出について伺います。

【答弁】電気式生ごみ処理機への補助金につきましては、平成29年度をもちまして、廃止とさせていただきます。

廃止の理由は、電気式生ごみ処理機の電気使用量が多く、環境への負荷が高いことから、より環境にやさしい新たな処理方法を検討することになったためです。

検討の結果、電気を使わずに経済的で、臭気や虫も発生しにくい「生ごみキエーロ」を活用し、その効果を検証することとなりました。

最近の電気式生ごみ処理機では、省エネタイプの優れものが販売されています。是非、現物を確認していただきたいと思います。

③以前、中津市では「生ごみの水きりで10%減量」の取り組みをしてきた経過があります。水切り器や水切り袋を使用した普及啓発活動は、手軽にできる減量の取り組みで効果が期待できると考えますが如何ですか。

【答弁】生ごみの組成分析では、水切りの減量効果は約8%あるとの結果が得られています。

水分が多い夏場を中心に、ごみ収集車でのごみ収集活動を行うとともに、公用車にも看板を掲示し啓発に努めています。

④平成30年12月議会で、台所のシンクの排水溝に取り付ける生ごみ処理機（ディスポーザー）の設置について質問をしました。上下水部長は「下水道システムやゴミ処理にかかる市民生活への影響や環境面などの評価及び、ディスポーザーを既に導入している他市の評価や影響など実情を見極めながら検討する必要がありますので、まだ課題があると考えています。」との答弁でした。そこで、これまでの検討状況について伺います。

【答弁】公共下水道排水設備へのディスポーザー（直投型）の設置についてですが、令和元年末において、大分県内で設置を容認している自治体はありません。

全国的には、平成31年4月に国土交通省が行った調査で、23自治体のみ設置を認めています。

ディスポーザー設置を容認している自治体においては、公共下水道を通じて生ごみを資源として集約しております。

例をあげますと、富山県の黒部市では、ディスポーザーの設置に対し補助金を交付し、設置を促進しております。また、汚水処理施設からでた汚泥に加え、生ごみを消化タンクにて消化し発生したメタンガスから電気や熱を取り出し有効活用しております。あわせて、生ごみを直接出さないことで少子高齢化社会を迎える中、住民生活の利便性に貢献しているとの見解も示されております。

一方で、ディスポーザーを容認していない自治体の理由といたしましては、「下水道管渠の閉塞や終末処理場への負荷及び運転費など増大の懸念」、「投入禁止物の投入などのモラル低下への懸念」等があげられております。

以上のことから、現状ではディスポーザー設置を容認する考えはありません。

今後は、下水道協会及び県内他市との情報共有を図り、ディスポーザーの有効性や、導入した場合の公共下水道とごみ処理システムのコスト増減及び市民の利便性向上など、総合的に評価していきたいと考えております。

⑤部長、担当課長は、下水道協会認定の最新のディスポーザーを見たことがありますか。

【答弁】下水道協会認定の最新のディスポーザーは、カタログやインターネットでは確認していますが、工場等に出向いて現物や実証実験等での確認はしておりません。

是非、現物を確認して、実証実験等でその性能を確認してください。

ディスポーザーの設置で、ごみの減量化、高齢者のごみ出しの負担軽減、カラス被害の防止等が図られます。また、燃やせば、二酸化炭素、焼却灰が発生しますが、下水道に流せば、メタンガスの回収、脱水汚泥の堆肥化が図られるため、黒部市の例を参考に早急な検討を要請します。

（５）事業系ごみの減量化の取り組み

次に、中津市のごみ量の 32%を占める事業系ごみの減量化の取り組みが必要です。中津市の一人当たり 1 日のごみ量約 1,000 g を引き上げているのが事業系ごみです。

これまで、取り組んできた事業系ごみの分別と減量化の取り組みについて伺います。

【答弁】事業系ごみの分別及び減量化の取組みにつきましては、古紙類について、10 年前からクリーンプラザに持ち込むのではなく、事業者自らの責任で古紙業者での資源化をお願いしています。産業廃棄物についても排出者自らの責任で適正処理を行う必要があることを指導しています。

また、食品ロスの削減に向けて、飲食店に対しては 3010 運動の啓発を行ってきました。このほか、大型事業所へは、事業系一般廃棄物減量計画書の提出を求めて、ごみの排出抑制を図っていただいています。

②事業系のごみステーションの調査をしたところ燃えるごみに含まれる紙類、トレイ、生ごみの分別が不十分であることが明らかとなりました。そこで、事業者へのごみ分別の徹底を図り、減量化を推進すべきと考えますが如何ですか。

【答弁】事業者には、事業所から排出される産業廃棄物と一般廃棄物の区分やそれぞれの適正処理に係る責任を正しく理解していただく必要があります。その上で、適正分別や再資源化とともに、廃棄物の減量に取り組んでいただく必要があります。そのため、市では、事業者向けの「事業ごみ簡単な分別ガイドブック」を作成し、全事業所に配布・啓発を行う予定です。

(6) ごみの有料化は税の 2 重どり

一般廃棄物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2 で、「市町村は一般廃棄物処理計画を定め、計画に従って一般廃棄物を収集・運搬及び処分しなければならない」と規定されており、処理の責任主体は市町村にあります。」さらに、地方財政計画では、一般行政経費の地方単独費として市町村のごみ処理費が計上されています。

そこで、平成 30 年度における地方交付税の基準財政需要額に計上されたごみ処理分、分別収集・廃棄物減量化対策の合計額はいくらかお聞きします。

【答弁】平成 30 年度の普通交付税算定で、基準財政需要額に計上された「ごみ処理費」及び「分別収集・廃棄物減量化対策費」の合計額は、3 億 6,678 万 6 千円です。(合併算定替)

②平成 30 年度決算のごみ処理費の歳入額は 180,996 千円、歳出額は 929,335 千円となり、その差額 748,339 千円が地方交付税等の一般財源で賄われています。国は国民から集めた税金の一部を原資とする地方交付税(約 3 億 7 千万円)で市町村のごみ処理に係る経費を措置しており、指定ごみ袋の有料化は税の 2 重払いになると考えますが如何ですか。

【答弁】家庭ごみの処理は役務の提供であり、ごみ袋の有料化を導入した場合の負担は、地方自治法第 227 条に規定する手数料にあたります。

ごみ処理は市の責務ですが、その処理経費の一部をごみの排出量に応じて、手数料としていただくことは税の二重払いにはあたりません。加えて、これまでごみ処理経費の財源に充てられていた手数料相当額の一般財源が、他の用途に活用されることとなり、その意味でも二重払いとはなりません。

しかし、ごみ袋の有料化は市民の皆さまに新たな負担をいただくことになりますので、有料化を実施する場合には、その目的や効果を十分に説明し、手数料の使途をごみ処理やごみ減量・資源化のための施策にあてるなど、透明化を図り、ご理解をいただくことが重要だと考えております。そのため、「中津市廃棄物減量等推進審議会」を開催し、市民・事業者の皆さまや専門的な知見など幅広くご意見をお聴きするとともに、その経過を公表するなどして、市民の皆さまに丁寧な説明を行ってまいります。

③大分市の場合、燃やせるごみ、燃やせないごみを 45 L の指定ごみ袋を 31.5 円で販売しています。平成 30 年度の決算では指定ごみ袋の収入が 4 億 4441 万円となっており、世帯数 22 万 3000 世帯で割り戻すと約 2,000 円/世帯の個人負担増となります。しかし、平成 30 年 11 月から令和元年 10 月の燃やせるごみは有料化前の 10%減ですから、市民負担が増えた割にごみ減量効果は低くなっています。

さらに、指定ごみ袋の作成、販売手数料等で 3 億 1685 万円もかかっています。そこで、ごみの 10%削減に向けた、新たなごみ減量化施策の検討について、最後にお聞きします。

【答弁】「環境共生都市なかつ」の実現には、ごみの減量・資源化の更なる推進が必要です。そのためには、新たな施策の検討が必要と考えています。

昨年度は、新たに草類と羽毛布団の資源化に取り組みました。今年度は、この８月から、ペットボトルの分別回収を開始します。

今後は、最新のごみの組成分析調査結果を参考にしながら、新たな資源ごみの分別回収やごみ袋の有料化などの施策について、「中津市廃棄物減量等推進審議会」での審議や市民の皆さまのご意見をお聴きしながら、中津市が一体となって推進するごみの減量・資源化施策を検討してまいります。

ごみの有料化ありきではないことが確認できましたので、一般質問を終わります。